

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日
3 0 2 会 議 室

平成 2 9 年第 2 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第23回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年12月14日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時26分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小 町 邦 彦

教育委員 松 野 登 田 中 健 一

伊 藤 憲 春 佐 伯 雅 斗

署名委員 佐 伯 雅 斗

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 川崎 淳子

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第29号 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について

2 協議

- (1) 立川市いじめ防止基本方針の改訂について

3 報告

- (1) 若葉台小学校新校舎の基本設計（案）について

平成 2 9 年第 2 3 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

3 0 2 会 議 室

1 議案

(1) 議案第 2 9 号 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について

2 協議

(1) 立川市いじめ防止基本方針の改訂について

3 報告

(1) 若葉台小学校新校舎の基本設計（案）について

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第23回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に佐伯委員、お願いいたします。

○佐伯委員 はい、承知しました。

○小町教育長 議事内容の確認を行います。本日は、議案1件、協議1件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いします。

○栗原教育部長 本日の第23回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、川崎統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長でございます。

◎議 案

(1) 議案第29号 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第29号、立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第29号、立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について、ご説明をいたします。

本議案につきましては、立川市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の2におきまして、本市職員の職位を定めております。具体的には、部長、課長、係長、主任、主事というように5つの職に分けております。しかしながら、例えば教育委員会の事務局で申し上げますと、生涯学習推進センター長や図書館長、統括指導主事、課長がつかない職でございますが、課長の職であることや教育総務課に配置しております主査が係長であることが直接的に規定されるものがございませんでした。

よって、これらの職がそれぞれ課長職や係長職に紐つけできるように規程を設けることとするため、市長部局と足並みを揃えまして立川市全体で統一的に対応をとることとしたため、本議案を提出するものでございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程(案)、ありがとうございます。

特にこの中で私の思いとしては、ここでの第2条に掲げる職制上の段階と標準的な職です

ね。これについて部長職から主事職まで明確にされるとともに、全庁的な職に関する規程をもとに整理されたと思っております。とりわけこの中で大事なことは、標準的な課長職である生涯学習推進センター長、統括指導主事、図書館長について紐づけをされたことによって、より明確になったと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 私も法整備に必要な事柄というふうに思います。これをお願いしたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 29 号、立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号、立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について、は承認されました。

◎協 議

（１）立川市いじめ防止基本方針の改訂について

○小町教育長 続きまして、2 協議(1)立川市いじめ防止基本方針の改訂について、に入ります。小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 それでは、立川市いじめ防止基本方針の改訂について、ご説明いたします。1 ページをおめくりいただいて 2 ページ、Ⅱ 基本方針改訂の意義でございます。

今回、基本方針改訂をなぜするのかというところでございます。現在、ソーシャル・ネットワーク・サービスが飛躍的に発達しておりまして、子どもたちの日常生活にも深く入り込んでいる状況でございます。こうした中、誤ったソーシャル・ネットワーク・サービスの活用や悪意ある活用等により新たないじめが生まれているのも事実でございます。

平成 29 年、本年 3 月 14 日、いじめの防止等のための基本的な方針が文部科学大臣より最終決定されたことを機に、立川市教育委員会をいたしましても、新たないじめからも子どもの命を守り、子どもの人権を守るため、立川市いじめ防止対策審議会の審議を経まして、基本方針の改訂をしていきたいと考えているところでございます。

それでは具体的に改訂のポイントを説明させていただきます。

3 ページを見ていただきたいと思います。Ⅴ いじめ問題への基本的な考え方、というところで加筆してございます。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する、というように加えさせていただきました。

同じく、2 学校(1)いじめに関する子どもの理解を深める、というところで、また、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に

学ぶ集団づくりを進めるとともに、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

続きまして(2) いじめから子どもを守る、というところでございます。軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、学校として組織的に対応することが重要である、と加えております。

おめくりいただいて4ページです。(4) 校長がリーダーシップを発揮し、というところを明確に位置付けたものでございます。

5 ページの一番上のところです。市立学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、再発防止策の検討を行う、というところを明記しております。

5 ページ下段、幼保小中連携教育という観点からも加えたものでございます。(5) 幼児教育におけるいじめ未然防止の取組、幼児期の教育においても、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼稚園・保育園等と小学校・中学校が連携を密にし、小学校・中学校は、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめ未然防止に係る取組を企画・提案する、ものでございます。

(6) インターネット上のいじめ防止の取組、ということで先ほどソーシャル・ネットワーキング・サービスにふれております。そのことからでございます。児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれないようにするため、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。また、インターネット上のいじめを防止するための啓発を進めるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用状況等に関する調査を行い、その結果を分析して各学校に示していじめ防止に資する。

6 ページです。1 学校いじめ防止基本方針の策定、のところでございます。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、定期的にチェックリストによる振り返りを行うなど、常に見直しを図っていくものとする、ということで不断のPDCAサイクル化を図るという視点から加えたものでございます。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける、ということでしっかりとPDCAサイクル化が行われるように学校評価に位置付けたものでございます。

3の(1) 未然防止、のところですが、また、児童・生徒がいじめの問題について議論するなど、いじめの防止に資する活動を行う、議論するというところ、子どもたち自ら気持ちをもっていく、大事なことかと思っております。

最後の・です。いじめに対応する時間を確保するため、学校の指導体制の整備を推進する

とともに、教員の業務負担の軽減を図る、これは現在進行中で、立川市立学校における教員の働き方改革検討プランを策定中でございます。

7 ページです。間違いがありました。なお、回収したアンケートは3年間保管するとありますが、5年間でございました。大変失礼いたしました。

(3) 早期対応、アンダーラインのところ、出席停止の措置を行うことも考えられるが、その際は、出席停止の期間における学習への支援などの教育上必要な措置を講じ、当該児童・生徒の立ち直りを支援する、ということでこれも加えております。

それから(4) いじめ解消の判断、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめの加害児童・生徒及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上での被害児童・生徒及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童・生徒からの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある、ということでございます。

1 点目は、いじめに係る行為が、少なくとも3か月以上止んでいる、ということでございます。これは文部科学省の基本方針に準じたものでございます。2 点目は、いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない、ということがポイントになっております。

大きな改訂点は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 大津から始まって岩手、青森と本当に痛ましいいじめの事件が続いておりますが、私もその事件を見ながら聞きながら、なぜ組織的な対応がこうもしっかりいかないのか。あるいはいじめの定義そのものも、どうもしっかりしていないのではないか、こういうふうなことを常に心配事でもっておりました。

きょう、いじめ防止基本方針の改訂案、全部これ網羅されていますね。特に最初の2ページからいじめの定義が始まっております。そして私は第一番に定義をしっかりと押さえ現場に浸透させていく、このことが絶対大事と思っております。

2 点目には、いじめのおそれや疑いがあるときの情報の集約あるいは教職員の共有、これをどうしていくのか。これについてもこの改訂案の中にもふれられております。特に学校での取組の中にもその方法まできちんと述べられている。

3 点目には、組織的な対処、これにもっと専門的な方々を参加させて、より良い解決はないのかという、こういうふうなことを検討していただきたいと私は思うのですが、それについてもスクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、専門的な知識や経験を有する者の派遣が必要な場合には連携して適切に対応する、こういう方々も入っております。

そして4 点目には、未然防止策の中での学級経営上の問題、こういったことについてもふれられております。そうした私の心配事がこの改訂案で見事に展開できている。

問題はどうやって学校の中に、今、学校評価の中に位置付けるという話もありましたが、

いわゆる組織として機能させていけるか、このことがやはり一番の課題と思いますけれども、ここで指導課長に質問ですが、これをどのように現場に下していき、そしてまた浸透させていくことが一番いいのでしょうか、その方策がもしありましたらお願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 細かく見ていただきましてありがとうございます。これが改訂されて、注意してまだ見ているのですけれども、この改訂に伴って当然変わってくるのは学校のいじめ防止基本方針です。全部改訂をさせようと思っております。その後見るべきポイントも今回の改訂の趣旨に合っているかどうか、そこからチェックをしていきたいと思っています。

これで本日ご協議いただいて、そして案がとれる段階になりましたらすぐに校長会へ、できたら教育課程の届出と同時にチェックしようかと。そのとき、松野委員からご助言があった全教職員が津々浦々まで共通理解というところを徹底していきたいと思っております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 教育課程の届出、これが本当にいいチャンスかなと思います。全ての教職員にこれを周知して取り組んでいただきたい、願うばかりであります。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 16点にわたって改訂のポイントを説明いただきました。私から1つは感想、質問が1点、提言が5点ございます。

まず感想でございます。立川市いじめ防止基本方針(改訂案)の改訂については、平成29年3月の文部科学大臣決定のいじめの防止等の基本方針、この最終回答を受けた立川市いじめ防止基本方針(改訂案)として承っております。先ほど説明いただいたように改訂のポイントが16カ所にわたって詳細なことが明記されておりますので、この基本方針でお進めいただきたいと、よろしくお願いいたします。

次に質問でございます。この中でSNSを活用した場合、いじめ相談体制の構築に取り組むための今後の見通しについてのことでございます。

いじめについては文部科学省によりますと、2016年度に全国で323,808件が認知されております。過去最多を記録しているわけですが、この中で大事なことは、いじめ等をもとに、ときどき死にたいと思ったことがあるという中高生が久留米大学病院小児科、永光准教授の研究グループによりますと、5人に1人は死にたい、そういう結果が報告されております。そのためにそれぞれの悩みを誰に相談しているのかという問いに対しては、家族の次に多いのがSNSやインターネット掲示板という回答になっております。

そうした中で大事なことは、早期発見、解決に向けてのLINE株式会社と連携したSNSを活用した子ども相談を検討することが喫緊の課題であると私は考えているところでございます。したがって教育委員会としては、国の動向を踏まえて、関係部局との連携や予算等の関係もございますけれども、今後の見通しについてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

続けて、提言が5つほどございます。簡潔に申し上げます。

まず1点目ですが、2ページのⅡ 基本方針改訂の意義、をご覧ください。この中でソーシャル・ネットワーキング・サービスが記載されております。これ以降2ヵ所に掲載されています。したがって最初のソーシャル・ネットワーキング・サービスのあとに（以下、SNSとする）、そのように表示してはいかがでしょうかということでございます。

2点目ですが、4ページをご覧ください。(4)です。3行目に「校長のリーダーシップの下」、そのあとに私は「校内指導体制を確立して」と追記してはどうかと。そのあとは同文で「組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。」としてはどうかということでございます。

3点目、5ページの4行目をご覧ください。「重大事態に関する調査」と明記されております。この中で重大事態とは何なのか、このような用語については、保護者あるいは市民の方にも理解しやすいように脚注を示してはどうかということでございます。

4点目は、立川市いじめ防止基本方針(改訂案)が承認された後に案を取っていただいて、オールインワン方式として、学校はもとより保護者、市民の方にも読みやすく分かりやすくするために、立川市いじめ防止基本方針として案を削除し、A3 一枚にまとめてはどうかということでございます。

5点目でございます。親子で一緒にSNS利用のルールづくりをするとともに、立川バージョンとしてSNS利用のルールを作成し、公開するなどして環境づくりをしてはどうかということでございます。これについては既に総務省はホームページでインターネットトラブル事例集を公開しております。その中で注意すべき点をイラスト入りで分かりやすく紹介しております。ただ子どもを制限するばかりでは問題が起きたときに親に内緒にする恐れもございます。したがって最も大切なことは、子どもが悩みや本音を打ち明けられる環境づくりをすることが必要ではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 ご質問ですが、LINEの株式会社、長野県ですか、教育委員会が非常に連携を図って、そうしたらLINEの数、すごい数の悩み相談がきたと。一つ有効な手立てかなと思いつつ、今の田中委員のお言葉がありましたが、最も大切なのは、子どもが悩みや本音を打ち明けられる環境づくりというところで、両面なんだろうなという気がいたしております。どういうことかということ、逆にLINEでしか物事が語れない生徒とか、そういう子も出てきてしまうといけないのかな、そういう意味ではコミュニケーションとか日頃の親子の会話とか、また学校での会話、友達同士の会話、これがつくれる体制づくりというのも、両面見ていかなければいけないのかなと思っています。

それから、今年度は昨年度に引き続き、児童会サミット、生徒会サミットで、子どもたちこういう結果が出たんです。学校でちゃんとルールをつかった、家庭でルールをつかったというケースはトラブルにほとんど遭遇していない、守っているというところが。逆に、学校のルールを守っていない、家でルールなんかつくっていないというところでは非常にトラブ

ル等々が起こっているとアンケート結果からも出ております。

そういう意味では、少し回りくどかったのですが、SNSの児童会サミット、生徒会サミットで、自分たちで、自らどうしていったらいいんだろうかと子ども同士で話し合う。今回は全部が全部その議題ではないのですが、議題の一つに取り上げまして、また取り上げたことを各小中学校に戻って、全校朝会とか生徒会朝会で話をするという仕組みをつくっております。そういう意味では先ほどあった、子どもたち自ら、自分で自分を律する力というのを培っていききたいと考えております。

またLINEのほうは、検討させていただけたらと思っております。

それからご提言に関しては、今回もいいご提言をいただきましたので、早速いい所は取り入れていきたいと思っております。

実は、先ほどあった親子でSNSルールをつくろうというのは、東京都教育委員会が昨年もそうですし今年も、副読本とっていいかリーフレットとっていいか、子どもたちが話し合って書く所、親子で話し合ってSNSを書く所がございまして、子どもたちはそれをもとに取り組んでいるところでございます。

最後、いろいろ広めていくということで、実は毎年7月、夏休みに入る前に何とか間に合うようにということで、児童・生徒・保護者の皆様へということで「絶対やめようネットいじめ」という形で、去年、今年とアンケートをとっていますが、その結果とともに、基本的な事例、こういう事例がありましたよとか、チェーンメールがきたらこうするといいいですよとか、SNS東京ルール、そして最後のページにはインターネットを利用するときに、これだけはしっかり押さえましょうねという11の約束を提示して、各学校に配布して、また先生方から、ただ配るのではなくて必ずこれを踏まえた指導を入れてから配布してくださいというお願いを今しているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 先ほど長野のことをお話いただいたわけですが、長野については、昨年の9月10日～23日の2週間において、午後5時から午後9時の時間帯で相談を受け付けております。この中でLINEアカウント「ひとりで悩まないで@長野」を開設した中で、この2週間の間で1,579件のアクセスがございました。その中で547件の相談に応じて、非常にいい方向に改善されていると、そんなお話を伺ったものですから、先ほど私からお話申し上げたところでございます。

あわせて、小瀬指導課長から東京都教育委員会の動向、また学校現場、家庭での様子、その中で様々な取組による成果と課題を把握されているようですので、是非それらをもとにしながら、立川ではいじめは起こさないと、起きないと、その方向で取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 今、両委員から大変広い範囲で網羅をされているということと、懸念材料いろいろありましたけれども、私は、これだけのものが出て、その後、先生方、学校側がどうこれ

をどう実践していくかというのがやはり一番大事なのかなと思っています。

また、この文章の解釈の仕方ですとか認識の仕方、そういったものに誤りがあるとはいけないということで、例えば3ページの、けんかやふざけ合いであっても、見えない所でというところで、調査や判断という言葉が出てきますが、その調査や判断というものが早期対応の妨げになるようなことがあってはいけないだろうし、それを理由に報告が遅れたとかそういうことに使われるようではいけないでしょうし、また6ページの学校の評価という点において、起こらなければ評価に影響しないから起こらなかったことにするみたいな考え方になってはいけないだろうし、また8ページのところにありますような2つの要件、要するにいじめ解消の判断というところで、いじめの被害者である生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかという調査において、感じていないと言ってくれば、それで一つ解決に道が開けるというようなことで、決めつけや押し付けみたいなものは行ってはいけないだろうということで、是非、学校側には、速やかといっている速やかにももちろん対処するのだけれども、あせって解決というものを早めるために何かをやってはいけないんだなということをしっかりと皆さんでご認識をしていただきたいと思います。

隠しても、あせってもいけないもので、それでも速やかにしていくというこの使い道というところを時間をかけてしっかりと皆さんに浸透させていっていただきたいなと、課長には是非それをお願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 しっかりと各学校には伝えていきたいなと思っています。

いじめはどの子どもでも絶対に人が人として暮らしている限りはどの学校でも起こり得るという、それは前提でございます。ただそれが本当に教職員一人ひとりに意識化されているかというと、まだまだ弱い面がございます。

それから、今いろいろお話が佐伯委員からございましたけれども、もう1点は、今回は校長のリーダーシップをあえて入れさせていただいております。これはいじめだけではなくて、何か起こったときに校長が迅速に判断して前面に出ることが、それが一番重要なことかと思っております。今いただいたお話を踏まえまして、学校へは指導していきたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(1)立川市いじめ防止基本方針の改訂について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)立川市いじめ防止基本方針の改訂について、は承認されました。

◎報 告

(1) 若葉台小学校新校舎の基本設計(案)について

○小町教育長 続きまして3報告(1)若葉台小学校新校舎の基本設計(案)について、に入ります。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、若葉台小学校新校舎の基本設計(案)ということで説明をさせていただきます。

スライドを使って説明させていただきます。なお現在、案ということですので、最終調整をする前の段階でございます。若干の修正はあるかと思えます。ただし、本日説明した内容で2月10日と2月14日、それぞれ若葉小学校、けやき台小学校で説明会をさせていただきます。その段階のものを説明させていただきます。

まず、基本理念が「共に学び 共に育つ 学校づくり」ということでございました。

4つのコンセプトがございました。思う存分体を動かし、様々な体験ができる学校づくり、学ぶ楽しさ、教える喜びが実感できる学校づくり、明日また行きたくなる楽しい学校づくり、地域をつなぎ、未来を拓く学校づくり、ということでそれぞれコンセプトがございましたが、これを具現化しまして設計のコンセプトを定めております。

それぞれ運動施設の充実、様々な体験ができる屋外学習空間、現在の若葉小学校よりも広い運動場、また体育館も広く造っていくということでございます。

学ぶ楽しさ、教える喜びが実感できる学校づくりということでございます。

新学習指導要領に基づいた「主体的・対話的で深い学び」を充実させる空間、ラーニングコモンズといいますが、これは一つ文科省の定義がございまして、複数の児童や学生、生徒が集まって様々なそういう資源を使って情報を用いて議論を深めていく、そういった取組でございます。というスタイルをこの校舎の中で具現化しているようなものでございます。

あと、授業に集中できる普通教室・オープンスペース、はるひ野小学校を見ていただきましたけれども、同じような取組としてオープンスペースを十分使って様々な場で学習ができる環境、また授業に集中できる環境でございます。学習環境の充実、あと執務空間の充実と働きがいのある空間づくり、先生方から見て教えやすい空間、環境をつくっていくということでございます。

もちろん、明日また児童が行きたくなるという居心地のよい生活空間、あるいは安全安心な学校。

もう1つ重要なところとしては地域でございます。地域の視点から考えたときに、まず学童保育所です。複合化を図ります。現在けやき台小学校南側にある学童保育所を複合化して90人の学童保育所になります。耐震性を確保してまいります。また避難所機能を充実してまいります。地域に開放する多目的室、幾つか多目的室がございます。一番大きな多目的室は学年の集会等にも使えるようなものでございます。あと学校支援ボランティア室、コミュニティールームということで、学校支援ボランティア室につきましては学校をまさに支援してくださる方々の憩いの場ということで使っていただきます。コミュニティールームにつつま

しては、まだ支援につながっていないような方たちが、学校を足がかりに学校を支援していこうというそういう気持ちにつながるような、そういう部屋を校舎の本当に入口の所につくっています。本当に気軽に地域の方に来ていただけるような部分に配置しております。もちろん地域の皆様に親しまれる学校づくりということでございます。

それぞれコンセプト、記載してございます。全部はすみません時間の関係がございしますが、運動施設は現在の若葉小学校より広い面積、野球、サッカーが行える成型な形状となっております。生き物と触れ合える「みんなの森」、花植えや農作業ができる花壇や学級菜園等をつくってまいります。

大事なことでございます。学ぶ楽しさ、教える喜びが実感できる学校づくりということで、先ほどご紹介したラーニングコモンズ、「学ぶ・調べる・発表する・展示・掲示する」P D C Aサイクルを実行できるような校舎全体が学習空間となっているような環境をつくってまいります。特に2階の多目的室2というのがございます。これを中心として集いや交流、発表の空間、あるいは3階の図書室、多目的室3というのがございます。こちらは図書館から上につながって階段で調べ学習ができるような空間もございます。また外国語教室というのがございます。そういったものがライブラリーラーニングコモンズということで気軽に立ち寄ることができるということでございます。本を中心として子どもたちが学び合うことができます。調べ学習などの双方向の授業を展開することができます。また理科室とか多目的室4ということで様々な発見ができるということでございます。

また、授業に集中できる普通教室ということで、黒板面をシンプルな壁で設えてまいります。また、普通教室とオープンスペースの間は、大きく開放できる扉は設置しますが、独立した環境を確保してまいります。オープンスペースに収納スペース・展示スペース等を充実させてまいります。

執務空間につきましては、先生方が授業の準備や資料の作成が行いやすいような環境としてまいります。あと、働き方改革ではございませんが、教師ラウンジというのを設けまして、少し先生方がリラックス、一息できるような空間を設けて、先生方のコミュニケーションができるような空間を設けてまいります。

子どもたちから見て、明日また行きたくなる楽しい学校づくりということで居心地良い生活空間、こちらは当たり前でございます。トイレとか収納スペース、内装木質化を考えております。アプローチも開放的に、児童が昇降口から校庭へスムーズに移動できるような空間、あるいは校舎全体が明るく、教職員の目が行き届くような空間を考えてまいります。

あと、北側道路の狭隘がございします。今歩道を広げて歩車分離や校舎を後退させて安全安心な登下校の空間を整備してまいります。

地域でございします。先ほど申し上げたとおり学童保育所でございします。耐震性の確保でございします。避難所として位置付けられた施設として、大地震後、大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標といたしました。耐震安全性Ⅱ類A類乙類とございしますが、これは文科省の定めたものでいいと十分耐震、安全性が確保できるものでございします。

避難所機能ということで一次避難所として体育館がございます。こちらはバリアフリーに配慮した計画となっています。また二次避難所に学童保育所が指定されています。学童保育所も二次避難所ですのであわせて一次・二次避難所ということで連携しやすくなっています。

また多目的ホールにつきましては、畳スペースとして活用できるようなゾーニングを考えております。また1階防災倉庫、これは体育館のすぐ横に防災倉庫を設けております。地域に開放する多目的室ということで、先ほど学年の集会ができるということでございませうけれど、地域の方も使えるような活動の場になっております。先ほど申し上げた学校支援ボランティア室やコミュニティールームということで、職員や事務、PTAの方の連携が行いやすいような場所に配置したところでございます。

皆様に親しまれる学校ということで、若葉町のシンボルとなるような学校、2校の歴史が見られる展示空間をつくってまいります。学校の顔にあたるアプローチ空間についても魅力的につくってまいります。安全性を踏まえた上で、地域の方々に学校の雰囲気が伝わるような校舎を目指してまいります。

以上が設計の概念ということでございます。

それでは校舎の配置図でございます。若干見えづらいところでございませうが、お手元にもカラーの地図を用意していますので、あとでご覧いただければと思います。

校舎と配置計画でございませう。

建物が北側に全て配置されております。この角の見通しもよくするように確保してございませう。ビオトープや菜園、プレイコート、ここにどのような遊具を設えていくかということを考えております。来校者用の駐車場が10台、現在けやき台学童保育所があるその建物をなくしてここに来校者用の駐車場です。北側にも4台駐車場がありますが、基本的には支援が必要な子どもたちの送迎等で考えています。給食車はこちらから入ってまいります。あと、広い校庭ということで150mのトラック、80mの滑走路、サッカーができる、野球ができるということでございませう。そうした設えで考えているところでございませう。

続きまして1階でございませう。

北側、こちらけやきモール側でございませう。こちらから子どもたちが登校してまいります。昇降口でございませう。こちらが職員室、校長室、保健室、放送室でございませう。会議室が大、小ありまして、用務員室、事務室です。学校支援ボランティア室というのはこちらにございませう。こちらに先ほど地域の方が支援につながるような取組ということでコミュニティールームでございませう。先ほどの2校の歴史というのは、ここに校歴表示というのがございませう。この辺りに歴史を飾っていきたいと思います。場合によってはこのコミュニティールームに2校の歴史が分かるようなもの、思い出の品を飾ることを考えています。

多目的室ということでかなり大きなものでございませう。教室でいうと2教室強ぐらいの大きさでございませう。学年の集会が十分できるということでございませう。椅子が出ている状態ですが、椅子が閉じるような形でしまえるような仕掛けでございませう。体育館はこれだけの大きさがございませう。平均的な中学校の体育館より若干大きいぐらいの体育館でございませう。

学童保育所、たんぽぽ学級の教室になります。職員室もございます。

そういった形で児童は2階が教室でございますのが、主にこの階段あるいはこちらの階段を使ってまいります。あともう1つ階段がこちらにございます。3ヵ所上に上がれる階段になっております。

続きまして2階でございます。

18教室を用意しております。普通教室6教室。バルコニーを設けております。立川市の学校でバルコニーのある学校はないはずです。他市ではあるところもございますが今回初めてバルコニーをつくるような形で、いざというときにここから避難して階段を使って避難ができるということでございます。

川崎市のはるひ野小学校を見ていただいたときにパオがございました。パオという形で小空間、小上がりのスペースでございます。こちらで場合によっては子どもたちの指導をする、子どもたちが読書をする、そういった空間として利用します。大体80㎡でございます、今の立川市の小学校の教室よりちょっと広い空間になっております。間に生活科室がございます。将来的に児童がもし増えた場合は、こちらを普通教室に設えることができるという形です。こちらは特別支援教室キラリでございます。様々設えて、トイレも十分、2ヵ所ございます。

3階です。

普通教室が3教室、間に多目的室、図書室を中央に置きまして、図書室から階段を使って中から上の調べ学習ができるような部屋に通ずるようになっています。音楽室、英語教室。多目的室、算数教室になります。あと家庭科室と、様々用意しています。

エレベーターは端になりますがこちらに用意してございます。オープンスペース、通常の学校の廊下より広く使えますので、こういった所に展示をすることができます。ちなみにランドセル等は今のところ教室の中ではなくて、こういった別の空間の所に扉を設けてしまえるようなことを考えております。

続きまして4階でございます。

先ほど図書室から上がって調べ学習等、様々できます。理科テラス、あと普通教室の間に多目的室ということで用意してございます。

4階からプールに直接抜けられます。もちろん更衣室が1、2とありますので、濡れたまま各教室に行くのではなくて、この更衣室で着替えをすることができます。器具庫も用意しております。このプールは小プールと大プールということで用意したところでございます。

屋上でございます。

ヘリサインでございます。大きな災害のときにヘリコプターを使ってどこの学校かと分かるように立川市の場合は中学校区に1校ヘリサインを設けております。九中校区にはございませんのでこの若葉台小学校に、若葉小学校名調布にもございますので、立川若葉台小という形で今回ヘリサインを設けるということでございます。

ファサードコンセプト、正面の景観です。北側、けやきモール側から見たものでござい

す。色合いにつきましては、まだ検討するところでございます。景観の関係もございまして、協議をしながら色合いを決めていきたいと思っています。

西側から見たもの、東側から見たものでございます。あと南側、校庭側から見た教室の様子です。こちらが体育館側からです。こちらが教室ということでございます。

以上でございますが、ここまでくのにマスタープランの検討委員会の委員さんの検討をはじめ、学校の先生方あるいは説明会でのいろいろなご意見をいただいてここまですることができました。これからは実施設計という形でより具体的に検討を進めてまいります。そして平成33年4月にしっかり開校ができるように進めてまいります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 だんだん夢が現実化してきて、楽しみです。すごく見ていていいなと思いました。さて、これら施設を意図的に有効に使うとなると次は教育課程の問題で、これが上手につながるというですね、接合というか。これが一番の課題です。もっと意図的に使うという、その辺りがこれだけの施設ができるから、それに応えるような教育課程というように思いました。でもすばらしい建物になると想像しております。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 先ほどの説明を伺いながら、もし孫が生まれたらこの学校に入りたい、そんな思いでいっぱいです。今ご説明いただいた中で、改めて若葉台小学校新校舎の基本設計（案）については、課長からも説明がございましたように、検討委員会の方々、あるいは学校、保護者、地域の方々、さらには設計業者の方々の大きな力によって、非常に完成度の高い設計であると、そのように受け止めております。

そこで具体的に3点、私から評価したいと思います。

1点目でございます。子どもたちが「学ぶ、調べる、発表する」など、安心して取り組める環境になってございます。まさにラーニングコモンズと名付ける空間やオープンスペースになっております。その中でもとりわけ説明をいただいて感動したのは、3階の図書室から4階の多目的教室など様々、子どもたちが学習を楽しく感じられる空間づくりになっております。その意味ではまさに「学ぶ楽しさ、教える喜びが実感できる学校づくり」の理念にかなったものであると、そのように評価しているところでございます。

2点目は、多目的ホールや学校支援ボランティア室、さらにはコミュニティールームなど、基本理念である「地域をつなぎ、未来を拓く学校づくり」の理念にかなったものであると、高く評価しているところでございます。その意味では今後、学校は地域との連携協力が不可欠になると、そのように考えております。

3点目は、先ほどの説明を伺いながら、給湯コーナーなどはまさに教員が少し休めるスペースが確保できております。庄司課長からお話がありましたように、まさに働き方改革を考えた場合に、教員がほっとできるスペースを確保できることは働き方改革の理念にかなった

ものであると評価しているところでございます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 十分にそういうこともこれから検討していただけたと思いますが、第一小学校にお邪魔したときに一つ最初にぱっと思ったのは、子どもたちが走っていったときの先にガラスがあったり、子どもたちが走るという前提があるので、他の学校の場合では大体表面が壁になったりしていますが、オープンスペースが十分あるときのその辺の対策といたしますか、それをよろしく願います。

もう1つは、4階のプールから着替えて出てきますが、そこでタオルが濡れたりとか、そういうものをブルブル振り回しながら出てきたりとかいろいろなことをしたときに、滑る、滑らないという、その辺の対策を十分よろしく願いたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私も本当にすばらしいなと思って、ただ、ただ、うらやましい気持ちで見ているのですが、この辺りで少し心配なのは車の出入りです。近くのモールとかスーパーなども右折入庫とか出庫を制限しています。それだけ人と車がどちらもたくさん通るといような場所ですので、せっかく来校者用の駐車場は子どもたちと接しない所につくりましたので、こちらの正面の所に来校の方が誤って入らないようにという、事前によく分かるような看板とか、そういったこれから細かいところは詰めていかれるでしょうけれども、是非ここに間違えて入らないとか、あるいは右折入校を禁止するとか右折出校を押さえるとか、そういうようなことをやっていただくと、あとは本当に安全でいいなと思って見えていますので、詰めていくときにそんなところを気にしていただければと思います。

○小町教育長 よろしいですか。ほかございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ではないようでございますので、これで報告(1)若葉台小学校新校舎の基本設計(案)について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成29年第24回立川市教育委員会定例会は平成29年12月28日、午後1時半から、302会議室で開催いたします。

これもちまして、平成29年第23回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時26分

署名委員

.....

教 育 長